

第八五回

参第三号

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律（案）

小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の十四条を加える。

（大企業者による小売業の営業の許可）

第十三条の二 大企業者は、大規模小売店舗（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）及び小売市場以外の場所において、小売業を営もうとするときは、店舗ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 大企業者以外の者で大企業者となつたものは、大企業者になつた際に現に販売する物品の種類並びに小売業の用に供している店舗及びその面積に係る営業について前項の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者は、主務省令で定めるところにより、大企業者となつた日から起算して二月以内に次条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

（許可の申請）

第十三条の三 前条第一項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 店舗の所在地

三 販売する物品の種類

四 営業の開始の日（以下「開店日」という。）

五 小売業を営むための店舗の用に供される床面積（以下「店舗面積」という。）

2 前項の申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準等）

第十三条の四 都道府県知事は、前条第一項の申請があつた場合において、その申請に係る店舗の周辺の人口の規模及びその推移、大企業者が営む小売業の他の店舗の配置及び当該他の店舗における小売業の現状等の事情を調査し、その申請に係る店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の経営の安定に相当程度の影響を及ぼすと認めるときは、小売商業調整協議会及び関係市町村（その申請に係る店舗における小売業の事業活動がその区域内の中小小売商の経営の安定に相当程度の影響を及ぼすと認められる市町村（当該市町村が他の都府県内にあるときは、当該都府県）をいう。）の長の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の規定により都道府県知事が意見を聴かれた場合に準用する。この場合において、「市町村（当該市町村が他の都府県内にあるときは、当該都府県）」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。
- 3 市町村長は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴かれた場合には、小売商業調整協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定による調査及び意見の聴取の結果前条第一項の申請に係る店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合を除き、第十三条の二第一項の許可をしなければならない。
- 5 第十三条の二第一項の許可には、条件を付することができる。

（変更の許可）

第十三条の五 第十三条の二第一項の許可を受けた者は、その許可に係る第十三条の三第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、開店日の繰下げ又は店舗面積の減少については、この限りでない。

- 2 前二条の規定は、前項の許可に準用する。

（変更等の届出）

第十三条の六 第十三条の二第一項の許可を受けた者は、第十三条の三第一項第一号に掲げる事項の変更、前条第一項ただし書に規定する変更又は当該許可に係る店舗における小売業の廃止をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

（開閉店時刻及び休業日数）

第十三条の七 大企業者は、その営む小売業の店舗（大規模小売店舗又は小売市場に存する店舗を除く。以下「大企業店舗」という。）において、開店時刻を午前八時前とし、閉店時刻を午後七時後とし、又は休業日数を一年につき五十日未満とするときは、当該店舗ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、休業日数については、当該都道府県における大企業者以外の者が営む小売業の実情に応じ、都道府県の条例で別段の定めをすることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る店舗の周辺の小売業の実情から判断して、その申請に係る店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の経営の安定に相当程度の影響を及ぼすと認めるときは、小売商業調整協議会及び関係市町村（第十三条の四第一項に規定する市町村をいう。）の長の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は都道府県知事が、第十三条の四第三項の規定は市町村長が、それぞれ、前項の規定により意見を聴かれた場合に準用する。この場合において、第十三条の四第三項中「第一項（前項）」とあるのは、「第十三条の七第二項（同条第三項）」と読み替え

るものとする。

4 第一項の規定は、同項の許可を受けた者がその許可に係る開店時刻の繰上げ、閉店時刻の繰下げ又は休業日数の減少をしようとする場合に準用する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項において準用する第一項の許可に準用する。

(改善命令)

第十三条の八 都道府県知事は、大企業者の大企業店舗における営業に関する行為が当該店舗の周辺の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすと認められる場合には、小売商業調整協議会及び当該営業に関する行為がその区域内の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすと認められる市町村(当該市町村が他の都府県内にあるときは、当該都府県)の長の意見を聴いて、当該大企業者に対し、その営業に関する行為をしないように命ずることができる。

2 前項の規定は都道府県知事が、第十三条の四第三項の規定は市町村長が、それぞれ、前項の規定により意見を聴かれた場合に準用する。この場合において、前項中「市町村(当該市町村が他の都府県内にあるときは、当該都府県)」とあるのは「市町村」と、第十三条の四第三項中「第一項(前項)」とあるのは「第十三条の八第一項(同条第二項)」と読み替えるものとする。

3 大企業者の大企業店舗における営業に関する行為がその経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認める中小小売商は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し第一項の命令をするよう申し出ることができる。

(消費者に対する配慮)

第十三条の九 都道府県知事は、第十三条の七第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は前条第一項の規定による命令をしようとするときは、消費者の利益の保護について配慮しなければならない。

(承継)

第十三条の十 第十三条の二の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可を受けた者の地位を承継する。ただし、これらの者が大企業者でないときは、この限りでない。

2 前項の規定により第十三条の二の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消等)

第十三条の十一 都道府県知事は、第十三条の二の許可を受けた者が第十三条の五第一項若しくは第十三条の七第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定、許可に付した条件又は第十三条の八第一項の規定による命令に違反したときは、第十三条の二の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(小売商業調整協議会の設置)

第十三条の十二 都道府県に都道府県小売商業調整協議会を置くものとし、市町村に、必要に応じ、条例で定めるところにより、市町村小売商業調整協議会を置くものとする。

(小売商業調整協議会の組織)

第十三条の十三 都道府県小売商業調整協議会及び市町村小売商業調整協議会(以下「小売商業調整協議会」と総称する。)は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する委員各同数をもつて組織する。

- 一 当該都道府県又は当該市町村内に住所を有する者で学識経験のあるもの
- 二 当該都道府県又は当該市町村の区域内の中小小売商
- 三 当該都道府県又は当該市町村内に住所を有する者で一般消費者であるもの

2 前項及び第十三条の十五に定めるもののほか、小売商業調整協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該都道府県又は当該市町村の条例で定める。

(小売商業調整協議会の権限)

第十三条の十四 小売商業調整協議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ、大企業者の大企業店舗における事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

2 小売商業調整協議会は、前項に規定する事項に関し、都道府県知事又は市町村長に意見を述べることができる。

(関係者の意見聴取)

第十三条の十五 小売商業調整協議会は、第十三条の四第一項から第三項まで(第十三条の五第二項、第十三条の七第三項及び第十三条の八第二項において準用する場合を含む。)、第十三条の七第二項(同条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)及び第十三条の八第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を聴かれた場合には、当該小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の事業活動に相当程度の影響を及ぼすと認められる地域に住所を有する消費者又はその団体、当該地域において小売業を営む者又はその団体その他のもので主務省令で定めるところにより申出をしたものの意見を聴かななければならない。

第十四条中「営む者」の下に「(大企業者を除く。)」を加える。

第十四条の二を削る。

第十六条の二から第十六条の六までを削る。

第十七条中「第十六条の二第一項の規定による申出に係るもの及び」を削る。

第十九条第一項中「若しくは第三条第一項の許可に係る建物内の小売商」を「、第三条第一項の許可に係る建物内の小売商若しくは第十三条の二の許可に係る大企業者」に、「帳簿書類」を「帳簿、書類その他の物件」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条第二項中「主務大臣又は」を削る。

第二十条の二中「第十六条の六、第十八条、第十九条第二項及び第二十条第二項」を

「第十八条」に、「第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる第十六条の三から第十六条の五までの規定による措置又は第十八条第一項」を「同条第一項」に改める。

第二十一条中「第十四条、第十四条の二第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の三第三項（第十六条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第十三条の二第三項、第十三条の三、第十三条の五第一項本文、第十三条の六、第十三条の八第三項、第十三条の十五及び第十四条」に改める。

第二十二条第四号を次のように改める。

四 第十三条の二第一項の許可を受けないで小売業を営んだ者

第二十二条に次の一号を加える。

五 第十三条の八第一項又は第十三条の十一の規定による命令に違反した者

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 第十三条の五第一項本文又は第十三条の七第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかった者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十三条第一号中「又は第九条第三項」を「、第九条第三項、第十三条の二第三項、第十三条の六又は第十三条の十第二項」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 大企業者（改正後の小売商業調整特別措置法（以下「新法」という。）第一条の二第三項に規定する大企業者をいう。）は、その営む飲食店業以外の小売業（この法律の施行の際現に販売する物品の種類並びに当該小売業の用に供している店舗（大規模小売店舗（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。）及び小売市場（新法第三条第一項に規定する小売市場をいう。）以外の場所に存する店舗に限る。）及びその面積に係る営業に限り、次に掲げる営業を除く。）については、新法第十三条の二第一項の許可を受けたものとみなす。

一 この法律の施行の際都道府県知事が改正前の小売商業調整特別措置法（以下「旧法」という。）第十六条の二の規定による申出（旧法第十六条の三第一項、第十六条の四第一項又は第十六条の六第一項の規定によりした勧告に係る申出を除く。）を受けている事業の開始又は拡大に係る営業

二 この法律の施行の際大企業者が旧法第十六条の三第一項、第十六条の四第一項又は第十六条の六第一項の規定により受けている勧告に係る営業

三 この法律の施行の際大企業者が旧法第十六条の五第一項又は第十六条の六第一項

の規定により受けている命令に係る営業

- 2 大企業者は、前項第一号及び第二号に掲げる営業については、次条の規定により従前の例によることとされる旧法第十六条の五第一項又は第十六条の六第一項の規定により命令を受けるまでの間及び当該命令の趣旨に応じ政令で定める間は、新法第十三条の二第一項又は第十三条の五第一項の規定にかかわらず、これを行うことができる。
- 3 第一項の規定により新法第十三条の二第一項の許可を受けたものとみなされた者は、大蔵省令、厚生省令、農林水産省令、通商産業省令で定めるところにより、この法律の施行の日から二月以内に新法第十三条の三第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、新法第十三条の三第二項の規定を準用する。

第三条 この法律の施行の際都道府県知事が旧法第十六条の二第一項の規定により受けている申出及びこれに対する措置に関する旧法第十六条の三から第十六条の六まで、第十九条第二項、第二十条、第二十条の二、第二十二条第四号、第二十三条第二号及び第二十四条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第四条 附則第二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五条 附則第三条の規定によるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 前四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

大企業者の営む小売業の店舗における営業が当該店舗の周辺の中小小売商に与える影響の重大性にかんがみ、大企業者の営む小売業を店舗ごとの許可制にし、これに関する事務を都道府県知事に行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。